

## 特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づく慣行レベル策定・確認要領

### 第1 目的

この要領は、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（平成4年10月1日付け農産園芸局長、食品流通局長、食糧庁長官通知。以下「ガイドライン」という。）第4第2項第5号の規定に基づき、県が行う化学合成農薬及び化学肥料の慣行レベルの策定及び確認について、必要な手続きを定める。

### 第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 慣行レベルの策定 ガイドライン第4第2項第5号に定める「地方公共団体が定めたもの」として、次表の農産物について、県が化学合成農薬及び化学肥料の慣行レベルを設定することをいう。

分類	農産物名（品種名・作型）
水稻	水稻（ササニシキ、ひとめぼれ、ゆめさんさ、あきたこまち、いわてっこ、たかねみのり、かけはし、こがねもち、ヒメノモチ、カグヤモチ、どんびしゃり、銀河のしずく、金色の風、きはほ）
畑作物	小麦、大豆、そば
野菜	きゅうり（露地普通）、トマト（雨よけ普通）、ミニトマト（雨よけ普通）、ピーマン（雨よけ普通）、スイートコーン（露地栽培）、だいこん（夏秋どり）、キャベツ（春まき、秋まき）、レタス（春どり、夏秋どり）、ほうれんそう（雨よけ・春まき、雨よけ・初夏まき、雨よけ・夏まき、雨よけ・秋まき）、ねぎ（夏秋どり）
果樹	りんご（おい性樹、普通樹）、なし、西洋なし、おうとう（雨よけ）

- (2) 慣行レベルの確認 県が慣行レベルを策定した農産物以外の農産物について、ガイドライン第4第2項第5号に定める「地方公共団体がその内容を確認したもの」として、県が化学合成農薬及び化学肥料の慣行レベルを地域ごとに確認することをいう。

### 第3 慣行レベルの策定等の手続き等

慣行レベルの策定は別紙1、慣行レベルの確認は別紙2に基づき手続き等を行う。

### 第4 対象農産物

慣行レベルの策定及び確認の対象となる農産物は、ガイドラインの対象となる農産物のうち、本県において栽培が可能な農産物であって、農業協同組合等により防除及び施肥の指導資料が作成されているもの又は農薬や肥料の使用実態等が明らかなものに限る。

### 第5 検討委員会

慣行レベルの策定又は確認に当たり、その内容について協議するため、岩手県農産物栽培慣行レベル検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、別表1に掲げる職にある者により構成する。
- 3 委員会は、作物及び作型ごとの慣行レベルの策定又は確認について協議する。

### 第6 関係機関・団体との連携

慣行レベルの策定及び確認に係る調査は、岩手県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会岩手県本部、各農業協同組合、農業改良普及センターをはじめとする関係機関、団体等と連携を密にして実施する。

特に、地域の栽培基準及び栽培暦並びに現地における使用実態の調査は、各農業協同組合及び農業

改良普及センターの協力を得て実施する。

#### 第7 慣行レベルの変更

慣行レベルは、必要に応じて変更を行う。なお、変更に当たっては、第2から第5の規定を準用する。

#### 第8 普及・啓発

慣行レベルについては、県ホームページ等で公表するとともに、関係機関、団体等と連携し普及・啓発に努める。

#### 第9 補則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農業普及技術課総括課長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和8年6月9日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、「特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づく慣行レベルの確認要領（平成16年3月26日付け流第764号岩手県農林水産部流通課長通知）」は廃止する。
- 3 この通知の施行に伴い、「特別栽培農産物に係る慣行レベル検討会議」設置要領（平成16年4月20日付け第40号岩手県農林水産部流通課総括課長通知）」は廃止する。
- 4 附則2による廃止前の「特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づく慣行レベルの確認要領（平成16年3月26日付け流第764号岩手県農林水産部流通課長通知）」に基づき、令和7年度までに確認された慣行レベルについては、引き続き使用するものとし、この要領の第7の規定により変更を行う。
- 5 令和7年度までに策定された慣行レベルについては、引き続き使用するものとし、この要領の第7の規定により変更を行う。

## 別紙1 慣行レベルの策定に係る手続き等

### 1 対象地域

策定を行う慣行レベルの対象地域の範囲は、原則として県域とする。

### 2 手続き

- (1) 農業普及技術課総括課長は、慣行レベルの策定について、必要に応じて、県内の関係機関・団体に要望調査等を行うことができる。
- (2) (1)の結果、農業普及技術課総括課長が必要と判断した場合は、別紙3に定める作業班の調査の実施について委員会に協議をするものとする。
- (3) (2)の協議の結果を踏まえ、作業班は調査を実施し、別に定める期日までに次に掲げる書類を委員長に提出するものとする。
  - ア 県内の農協等が作成した防除及び施肥の技術指導に係る書類
  - イ 県内の農薬及び肥料の使用実態を示す書類
- (4) 農業普及技術課総括課長は、委員会による協議の結果を踏まえ、慣行レベルを策定する。

### 3 慣行レベルの考え方等

#### (1) 化学合成農薬の使用基準

##### ア 策定の基本的な考え方

使用する農薬については、農薬取締法を遵守するとともに、「岩手県農作物病害虫・雑草防除に関する技術資料」や各品目の技術（指導）指針を基本とし、病害虫による被害発生特徴やリスク、産地の栽培暦、現地における使用事例調査等の結果を検討して策定する。

##### イ 慣行レベルの考え方

- (ア) 節減対象農薬の使用回数は、栽培期間中に使用された農薬のうち、節減対象農薬の有効成分の使用回数の合計とする。なお、購入種子や購入苗に用いられた節減対象農薬についても、使用回数に含む。
- (イ) 野菜の接ぎ木苗の場合、接ぎ木後は台木については生育を終了させたものとして扱い、穂木と接ぎ木苗に使用した成分回数とする。
- (ウ) 栄養繁殖の農作物（いちご・さつまいも等）については、収穫物を得るための苗等を親個体から切り離れた時点から、総使用回数をカウントする。
- (エ) 自然物由来の農薬（天然物質から抽出され、製造段階で化学合成過程がないものに限る）については、化学合成農薬には該当しない。
- (オ) 節減対象農薬は、化学合成農薬のうち、農林物資の規格化等に関する法律施行令第10条第1号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（平成12年7月14日農林水産省告示第1005号）の一に掲げる農薬【有機農産物JAS規格別表2の農薬】を除く。
- (カ) 節減対象農薬と自然物由来農薬の混合剤については、節減対象農薬のみの有効成分数の合計とする。
- (キ) 特定防除資材、性フェロモン等誘引剤、天敵等生物農薬、展着剤については、節減対象農薬に該当しない。
- (ク) 植物生育調節剤の使用について収穫物毎に使用する場合は、当該農産物が収穫されるまでに使用した有効成分数の回数とする。

#### (2) 化学肥料の施用水準

##### ア 策定の基本的な考え方

「岩手県農作物施肥管理指針」や各品目の技術（指導）指針を基本とし、産地の栽培暦及び現地における使用事例調査等の結果を検討して策定する。

イ 慣行レベルの考え方

- (ア) 化学肥料の窒素分量は、栽培期間中に使用する化学肥料（肥料の形態は問わない）のうち、窒素成分の合計量とする。
- (イ) 窒素分量は、肥料の保証成分で算出し、肥料の一部に有機質肥料が含まれる場合は、当該肥料を有機（有機質肥料）と無機（化学肥料）に分け、化学肥料の保証成分で算出する。
- (ウ) 肥料の種類や形態等について限定がある場合は、必要事項を追記する。

(3) 作型・地域性等

- ア 同一作物であっても、栽培時期や栽培期間によって、化学合成農薬及び化学肥料の使用量が著しく異なる場合は、作型別に慣行レベルを策定することができる。
- イ 同一作物・同一作型であっても、地域によって化学合成農薬及び化学肥料の使用量が著しく異なる場合は、必要に応じて地域別に慣行レベルを策定することができる。
- ウ 作物によっては、土地条件（砂質土壌等）によって、化学肥料の使用量が著しく異なる場合は、必要に応じて土壌条件別に慣行レベルを策定することができる。
- エ 果樹等の永年作物については、収穫終了後からの1年周期で慣行レベルの策定を行う。
- オ 同一作物であっても、品種によって化学合成農薬及び化学肥料の使用量が著しく異なる場合は、品種別に慣行レベルを策定することができる。

## 別紙2 慣行レベルの確認に係る手続き等

### 1 対象地域

確認を行う慣行レベルの対象地域の範囲は、原則として市町村とする。

### 2 手続き

- (1) 特別栽培農産物の慣行レベルの確認を申請できる者は、当該農産物の生産者又は生産者が組織する団体とする。
- (2) 慣行レベルの確認を申請しようとする者は、特別栽培農産物に係る慣行レベル確認申請書（別紙様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、申請しようとする者の生産ほ場が属する広域振興局の農政（林）部長又は農林振興センター所長を經由して農業普及技術課総括課長に提出するものとする。
  - ア 地域の農協等が作成した防除及び施肥の技術指導に係る書類
  - イ 地域の農薬及び肥料の使用実態を示す書類
  - ウ 水稻の場合であって、ア若しくはイのいずれか又はア及びイの双方を提出することができない場合は、次に掲げる書類
    - (ア) 地域の栽培実績が確認できる書類
    - (イ) 品種の栽培特性や施肥基準等に関する書類
    - (ウ) 今後の栽培面積見込みが分かる書類
- (3) 申請を受理した広域振興局の農政担当の部長又は農林振興センター所長は、地域の栽培実態を踏まえ、意見を付して、農業普及技術課総括課長へ進達するものとする。
- (4) 農業普及技術課総括課長は、慣行レベルの確認を行い、申請者あて通知するものとする。
- (5) 農業普及技術課総括課長は、前項の確認にあたっては、委員会により関係課等の意見を聴取するものとする。
- (6) 申請書の受付期間は、原則として、1月15日、2月15日、7月15日、10月15日それぞれの日（当該日が週休日である場合には、当該日直後の週休日以外の日）から始まる2週間とする。
- (7) 慣行レベルの確認は、当該申請にかかる受付期間の最終日から起算して、原則として1か月以内に行うものとする。

### 3 慣行レベルの考え方

#### (1) 化学合成農薬の使用基準

##### ア 確認の基本的な考え方

使用する農薬については、農薬取締法を遵守するとともに、「岩手県農作物病害虫・雑草防除に関する技術資料」や各品目の技術（指導）指針を基本とし、病害虫による被害発生特徴やリスク、産地の栽培暦、現地における使用事例調査等の結果を検討して確認する。

##### イ 慣行レベルの考え方

- (ア) 節減対象農薬の使用回数は、栽培期間中に使用された農薬のうち、節減対象農薬の有効成分の使用回数の合計とする。なお、購入種子や購入苗に用いられた節減対象農薬についても、使用回数に含む。
- (イ) 野菜の接ぎ木苗の場合、接ぎ木後は台木については生育を終了させたものとして扱い、穂木と接ぎ木苗に使用した成分回数とする。
- (ウ) 栄養繁殖の農作物（いちご・さつまいも等）については、収穫物を得るための苗等を親個体から切り離れた時点から、総使用回数をカウントする。
- (エ) 自然物由来の農薬（天然物質から抽出され、製造段階で化学合成過程がないものに限る）に

については、化学合成農薬には該当しない。

(オ) 節減対象農薬は、化学合成農薬のうち、農林物資の規格化等に関する法律施行令第 10 条第 1 号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（平成 12 年 7 月 14 日農林水産省告示第 1005 号）の一に掲げる農薬【有機農産物 J A S 規格別表 2 の農薬】を除く。

(カ) 節減対象農薬と自然物由来農薬の混合剤については、節減対象農薬のみの有効成分数の合計とする。

(キ) 特定防除資材、性フェロモン等誘引剤、天敵等生物農薬、展着剤については、節減対象農薬に該当しない。

(ク) 植物生育調節剤の使用について収穫物毎に使用する場合は、当該農産物が収穫されるまでに使用した有効成分数の回数とする。

## (2) 化学肥料の施用水準

### ア 確認の基本的な考え方

「岩手県農作物施肥管理指針」や各品目の技術（指導）指針を基本とし、産地の栽培暦及び現地における使用事例調査等の結果を検討して確認する。

### イ 慣行レベルの考え方

(ア) 化学肥料の窒素分量は、栽培期間中に使用する化学肥料（肥料の形態は問わない）のうち、窒素成分の合計量とする。

(イ) 窒素分量は、肥料の保証成分で算出し、肥料の一部に有機質肥料が含まれる場合は、当該肥料を有機（有機質肥料）と無機（化学肥料）に分け、化学肥料の保証成分で算出する。

(ウ) 肥料の種類や形態等について限定がある場合は、必要事項を追記する。

## (3) 作型・地域性等

ア 同一作物であっても、栽培時期や栽培期間によって、化学合成農薬及び化学肥料の使用量が著しく異なる場合は、作型別に慣行レベルを確認することができる。

イ 同一作物・同一作型であっても、地域によって化学合成農薬及び化学肥料の使用量が著しく異なる場合は、必要に応じて地域別に慣行レベルを確認することができる。

ウ 作物によっては、土地条件（砂質土壌等）によって、化学肥料の使用量が著しく異なる場合は、必要に応じて土壌条件別に慣行レベルを確認することができる。

エ 果樹等の永年作物については、収穫終了後からの 1 年周期で慣行レベルの確認を行う。

オ 同一作物であっても、品種によって化学合成農薬及び化学肥料の使用量が著しく異なる場合は、品種別に慣行レベルを策定することができる。

別表 1

## 岩手県農産物栽培慣行レベル検討委員会構成員

所属	職名	備考
流通課	6次産業化推進担当課長	
農産園芸課	水田農業課長	※
農産園芸課	園芸特産担当課長	※
農業研究センター生産基盤研究部	水田利用研究室長	※
農業研究センター園芸技術研究部	果樹研究室長	※
農業研究センター園芸技術研究部	野菜研究室長	※
農業研究センター園芸技術研究部	花き研究室長	※
農業研究センター生産環境研究部	土壌肥料研究室長	
農業研究センター生産環境研究部	病理昆虫研究室長	
農業研究センター病害虫防除部	病害虫防除課長	
農業研究センター県北農業研究所	果樹・野菜研究室長	※
農業研究センター県北農業研究所	作物研究室長	※
農業普及技術課	総括課長	委員長
農業普及技術課	農業革新支援担当課長	副委員長
農業普及技術課	技術環境担当	事務局

※関係作物のみ協議に参画する

別紙3 作業班

- 1 別紙1に定める慣行レベルの策定に必要な調査を行うため、委員会に作業班を設置する。
- 2 作業班は、別表2に掲げる職にある者により構成する。
- 3 作業班は、作物及び作型ごとの化学合成農薬及び化学肥料の慣行の使用水準を調査する。  
なお、調査は、原則として、県内の平均的な産地2か所以上について実施することとする。

別表2 岩手県農産物栽培慣行レベル検討委員会作業班構成員

	所 属	担当職名	備 考
作物 作業班	農産園芸課	水田農業担当（作物担当）	
	農業研究センター生産基盤研究部	水田利用研究室（品目担当）	※
	農業研究センター生産基盤研究部	生産システム研究室（品目担当）	※
	農業研究センター生産環境研究部	土壌肥料研究室（総括）	
	農業研究センター生産環境研究部	病理昆虫研究室（総括）	
	農業研究センター病害虫防除部	品目担当	
	農業研究センター県北農業研究所 農業普及技術課	作物研究室（品目担当） 農業革新支援担当（水田利用担当）	※ 班長
野菜 作業班	農産園芸課	園芸特産担当（野菜担当）	
	農業研究センター園芸技術研究部	野菜研究室（総括）	※
	農業研究センター生産環境研究部	土壌肥料研究室（総括）	
	農業研究センター生産環境研究部	病理昆虫研究室（総括）	
	農業研究センター病害虫防除部	品目担当	
	農業研究センター県北農業研究所	果樹・野菜研究室（品目担当）	※
	農業普及技術課 農業普及技術課	農業革新支援担当（園芸担当） 農業革新支援担当（県北園芸振興担当）	班長 ※
果樹 作業班	農産園芸課	園芸特産担当（果樹担当）	
	農業研究センター園芸技術研究部	果樹研究室（総括）	※
	農業研究センター生産環境研究部	土壌肥料研究室（総括）	
	農業研究センター生産環境研究部	病理昆虫研究室（総括）	
	農業研究センター病害虫防除部	品目担当	
	農業研究センター県北農業研究所	果樹・野菜研究室（品目担当）	※
	農業普及技術課	農業革新支援担当（園芸担当）	班長
	農業普及技術課	農業革新支援担当（生産環境担当）	事務局

※関係作物のみ協議に参画する

## 特別栽培農産物に係る慣行レベル確認申請書

岩手県農林水産部農業普及技術課総括課長 様

申請者住所

申請者名称及び代表者氏名

印

特別栽培農産物に係るガイドライン（平成4年10月1日付け農産園芸局長、食品流通局長、食糧庁長官通知）第4第2項第5号の規定に基づき慣行レベルの確認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

確認を受けたい作物名等 （作型） （標準的な栽培期間）		
対 象 地 域		
確認を受けたい化学合成 資材の慣行レベル	使用成分数・使用量	根拠となった資料の名称、作成年度 及び資料を作成した機関・団体の名 称
（農薬） ①土壌消毒 ②種子消毒 ③育苗期 ④生育期	..... 合計	
（化学肥料） ①秋施肥 ②育苗期 ③元肥 ④追肥	..... 合計	

- 注) 1 記載欄等は適宜変更できる。  
2 対象地域は、原則として市町村名または旧市町村名等で記入すること。  
3 使用回数、使用量のカウントはガイドラインに規定する方法によること。  
4 確認を受ける地域の防除暦等の指導資料、地域の農薬及び肥料の使用実態を示す資料を添付のこと。